

●香川県告示第384号

平成25年香川県告示第378号（漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定）の一部を次のように訂正する。

平成25年8月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前																
<p>1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区 略 計画番号区第53号（のり） （1） 略 （2） 漁業の種類、名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のり養殖業</td> <td>10月1日から<u>翌年3月20日</u>まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）・（4） 略 略 計画番号区第58号（のり） （1） 略 （2） 漁業の種類、名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のり養殖業</td> <td>10月1日から<u>12月31日</u>まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）・（4） 略 略</p>	名 称	時 期	のり養殖業	10月1日から <u>翌年3月20日</u> まで	名 称	時 期	のり養殖業	10月1日から <u>12月31日</u> まで	<p>1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区 略 計画番号区第53号（のり） （1） 略 （2） 漁業の種類、名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のり養殖業</td> <td>10月1日から<u>翌年3月31日</u>まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）・（4） 略 略 計画番号区第58号（のり） （1） 略 （2） 漁業の種類、名称及び時期 第一種区画漁業</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のり養殖業</td> <td>10月1日から<u>翌年3月31日</u>まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（3）・（4） 略 略</p>	名 称	時 期	のり養殖業	10月1日から <u>翌年3月31日</u> まで	名 称	時 期	のり養殖業	10月1日から <u>翌年3月31日</u> まで
名 称	時 期																
のり養殖業	10月1日から <u>翌年3月20日</u> まで																
名 称	時 期																
のり養殖業	10月1日から <u>12月31日</u> まで																
名 称	時 期																
のり養殖業	10月1日から <u>翌年3月31日</u> まで																
名 称	時 期																
のり養殖業	10月1日から <u>翌年3月31日</u> まで																